

令和7年度 アーツカウンシル金沢 助成プログラム 「能登復興支援」募集要項

本支援は、令和6年能登半島地震及び令和6年9月21日の豪雨（以下、「能登半島地震等」という。）により被害を受けた地域の復興に資するため、**被災者が文化芸術を鑑賞する機会を創出する活動**に対して助成を実施します。

1. 対象者

下記の条件を満たす、金沢市内に住所又は活動の本拠を有する者、文化団体及び企業等

個人・グループ	アーツカウンシル金沢のアーティストバンクに登録されている者を 1名以上 含むこと。
文化団体・企業等	一定の規約等を有し、代表者が明らかであり、申請時点で 3年以上 の活動実績を有すること。

2. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 対象事業

下記の条件を満たす、有料又は無料の文化芸術活動(公演、ワークショップ、展示等)。

対象事業 A	対象者が金沢市内で実施する文化活動であり、能登半島地震等により被害を受けた地域の住民を無料で招待する事業
対象事業 B	対象者が能登半島地震等により七尾市以北の6市町に設置された避難所等を訪問して実施する文化活動であり、地域の住民が無料で参加する事業
共通要件	有料のイベントにおいては、チケット代が 3,000円以内 であること。

※七尾市以北の6市町：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

※複数回の実施も可能です。

※チャリティー事業は対象外となります。募金箱の設置は可能です。(詳細は別紙3を参照)

※以下に該当する事業は対象外となります。

金沢市及び金沢市外郭団体の主催・共催事業／金沢市及び金沢市外郭団体から助成を受けているもの／営利を目的とするもの／政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの／慈善事業への寄付行為を主な目的とするもの／特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの／教室の行う稽古事や習い事の発表会、その他特定の会員を対象とするもの／学校のクラブ活動その他学校教育に係るもの／第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあると認められるもの／安全対策等、開催に際して不備の認められるもの／公序良俗に反するもの

4. 助成金額

		対象事業 A	対象事業 B
助成金額 (上限額)	個人・グループ	100,000 円	200,000 円
	文化団体・企業等	250,000 円	500,000 円
助成率		対象経費の 10/10 (※1) (※1,000 円未満は切り捨て)	
対象経費	新たに実施する事業	対象経費 (別紙) に当てはまる経費	
	既存の事業 (※2)	対象経費 (別紙) のうち、チケット代のみ	

※1 助成事業の実施に要する経費から収入 (自己資金を除く) を控除した額のうち対象経費に該当する経費

※2 定期公演等の定期的に行っている文化団体の活動のことで。

人数条件

以下の人数条件を満たしてください。

	能登半島地震等により被害を受けた地域の住民の参加者数
来場者が 50 人以上のイベント	来場者数の 10%以上の参加人数
来場者が 50 人以内のイベント	5 人以上

※ 満たさなかった場合、対象経費は既存の事業と同じ扱い (チケット代のみ) となります。

採択件数

年度内に数十件程度

※全体予算に達した場合は、受付を終了する場合があります。

助成金の併用について

併用可能なもの

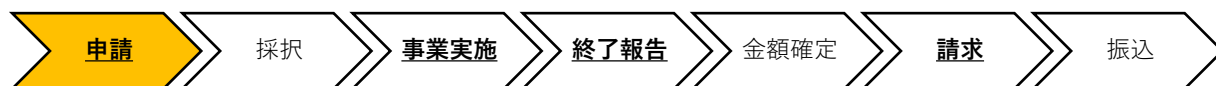
- ・ 民間助成金
- ・ いしかわ県民文化振興基金が実施する「被災者の文化鑑賞支援事業」

※民間助成金及びいしかわ県民文化振興基金が実施する「被災者の文化鑑賞支援事業」との併用の場合、同一の対象経費を本助成金と他の助成金の両方に適用することはできません。

併用不可なもの

- ・ 同一四半期内に「対象事業 A」及び「対象事業 B」の両方の申請はできません。
- ・ 自治体又は自治体が設置する団体が実施する助成事業との併用はできません。
- ・ アーツカウンシル金沢の助成プログラム「交流滞在支援」「環境整備支援」「広報小口支援」「青少年舞台芸術活動支援」との併用はできません。

5. 申請方法

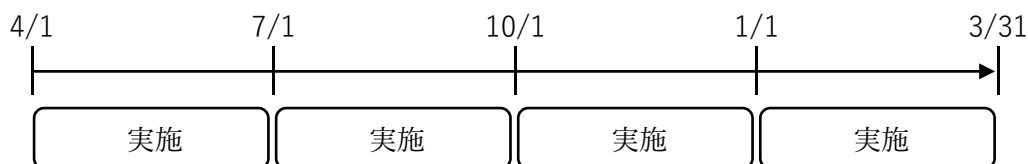


※下線部が申請者の作業となります。

申請締切：別紙 1 を参照

申請数

同一の申請者による申請は、年 4 回まで、四半期ごとの実施分を分けて申請



申請書類

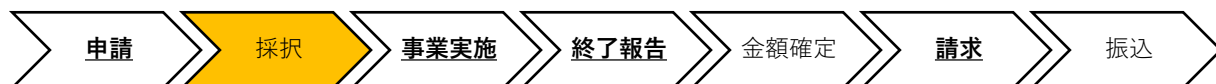
下記の申請書類を、メールにて提出してください。(郵送、持参も可) (※必着)

申請書類	・ 申請書 ・ 事業計画書
------	------------------

※必要に応じて審査前に内容確認のためのヒアリングを行う場合があります。

※土日祝日・年末年始(令和7年12月27日~令和8年1月4日)を除き、9時~17時45分まで受付。

6. 採択



申請書類の内容の確認後、以下の審査基準を考慮して採択します。

採択結果は、申請者あてにメールで通知します。

審査基準

- ① 実現可能性
 - ・ 事業計画及び収支予算が妥当である取り組みかどうか
 - ・ 被災地との調整が取れている取り組みかどうか
- ② 公共性・公益性
 - ・ 被災者の支援に資する取り組みかどうか

【申請先・問い合わせ先】

アーツカウンシル金沢 (受付：平日 9 時～17 時 45 分)

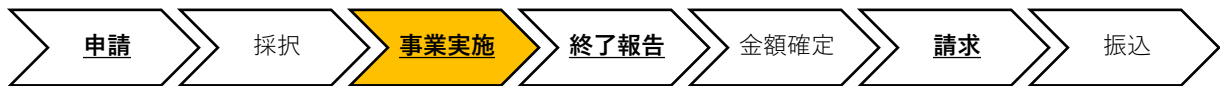
〒920-0999 金沢市柿木畠 1 番 1 号 金沢市第二本庁舎 2 階

TEL：076-223-9898

E-mail：council@kanazawa-arts.or.jp

WEB：<https://artscouncil-kanazawa.jp/>

7. 事業実施



※下線部が申請者の作業となります。

広報物について

採択された事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物及び広報用のウェブページに、クレジット及びロゴマークを掲載してください。(映像の場合はテロップとして挿入し、完成させてください。)

クレジットの掲載

「助成：アーツカウンシル金沢（金沢市文化芸術活動能登復興支援事業）」の文言を記載してください。

ロゴマークの掲載



ロゴのダウンロード URL：<https://artscouncil-kanazawa.jp/about/logo/>

※ロゴマークを使用する場合は、必ずガイドラインをご確認ください。

8. 事業の終了報告



※下線部が申請者の作業となります。

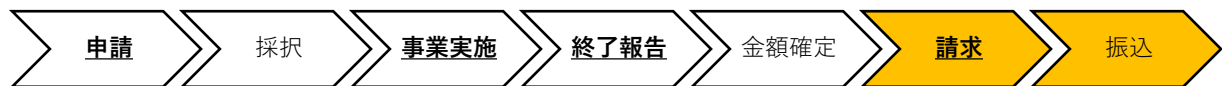
事業実施終了後(期間中に複数回実施する場合は、その最後の実施終了後)、提出物を締切までに、郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。提出物の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められた場合に、助成金額を確定し通知します。

提出物	・ 所定の事業報告書及び追加書類（移動行程表・名簿(自筆記入)） ・ 対象経費の支出を証明する領収書・銀行振込明細書類（コピーも可） ・ 作成した広報物や記録（ドキュメント）がある場合には、その現物
提出締切	事業終了後、1か月以内（3月に事業終了する場合は、 翌月4月3日まで（必着） ）

※対象経費の支出を証明する領収書類（原則）

- ・ 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること
- ・ 領収書類に記載される宛名は、申請者と一致させること

9. 助成金交付



※下線部が申請者の作業となります。

請求について

助成金額の確定後、所定の請求書をお送りしますので、申請者名義の口座情報を記載し、ご提出ください。

振込について

請求書提出の日の翌月末までに、申請者名義の口座に振り込みます。

10. 留意事項

事業の中止・変更について

事業内容の変更（公演等の追加といった内容や金額の変更、実施会場や実施日の変更など）又は事業を中止する場合は、変更申請をしてください。

変更の連絡をせずに、事業の変更・中止をした場合は、採択を取り消す場合があります。

事業内容の公表

採択された事業については、アーツカウンシル金沢のウェブサイト等で公表します。

アーツカウンシル金沢による視察等

アーツカウンシル金沢関係者による視察や訪問、撮影等に協力をお願いします。

収入・支出に関する書類の保管について

当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類は5年間保管してください。

また、必要に応じて、活動の状況・実績等を調査する場合があります。

別紙 1

		申請締切 (※必着)	採択結果通知
第 1 回	4 月	令和 7 年 4 月 7 日 (月)	令和 7 年 4 月 11 日 (金)
第 2 回		令和 7 年 4 月 14 日 (月)	令和 7 年 4 月 18 日 (金)
第 3 回		令和 7 年 4 月 21 日 (月)	令和 7 年 4 月 25 日 (金)
第 4 回		令和 7 年 4 月 28 日 (月)	令和 7 年 5 月 2 日 (金)
第 5 回	5 月	令和 7 年 5 月 12 日 (月)	令和 7 年 5 月 20 日 (火)
第 6 回		令和 7 年 5 月 26 日 (月)	令和 7 年 6 月 3 日 (火)
第 7 回	6 月	令和 7 年 6 月 9 日 (月)	令和 7 年 6 月 17 日 (火)
第 8 回		令和 7 年 6 月 23 日 (月)	令和 7 年 7 月 1 日 (火)
第 9 回	7 月	令和 7 年 7 月 7 日 (月)	令和 7 年 7 月 15 日 (火)
第 10 回		令和 7 年 7 月 21 日 (月・祝)	令和 7 年 7 月 29 日 (火)
第 11 回	8 月	令和 7 年 8 月 4 日 (月)	令和 7 年 8 月 12 日 (火)
第 12 回		令和 7 年 8 月 18 日 (月)	令和 7 年 8 月 26 日 (火)
第 13 回	9 月	令和 7 年 9 月 1 日 (月)	令和 7 年 9 月 9 日 (火)
第 14 回		令和 7 年 9 月 15 日 (月・祝)	令和 7 年 9 月 24 日 (水)
第 15 回		令和 7 年 9 月 29 日 (月)	令和 7 年 10 月 7 日 (火)
第 16 回	10 月	令和 7 年 10 月 13 日 (月・祝)	令和 7 年 10 月 21 日 (火)
第 17 回		令和 7 年 10 月 27 日 (月)	令和 7 年 11 月 4 日 (火)
第 18 回	11 月	令和 7 年 11 月 10 日 (月)	令和 7 年 11 月 18 日 (火)
第 19 回		令和 7 年 11 月 24 日 (月・祝)	令和 7 年 12 月 2 日 (火)
第 20 回	12 月	令和 7 年 12 月 8 日 (月)	令和 7 年 12 月 16 日 (火)
第 21 回		令和 7 年 12 月 22 日 (月)	令和 8 年 1 月 6 日 (火)
第 22 回	1 月	令和 8 年 1 月 5 日 (月)	令和 8 年 1 月 13 日 (火)
第 23 回		令和 8 年 1 月 19 日 (月)	令和 8 年 1 月 27 日 (火)
第 24 回	2 月	令和 8 年 2 月 2 日 (月)	令和 8 年 2 月 10 日 (火)
第 25 回		令和 8 年 2 月 16 日 (月)	令和 8 年 2 月 24 日 (火)
第 26 回	3 月	令和 8 年 3 月 2 日 (月)	令和 8 年 3 月 10 日 (火)
第 27 回		令和 8 年 3 月 16 日 (月)	令和 8 年 3 月 24 日 (火)

別紙 2

対象経費

費目	内容
出演料等 (※1)	出演料・アーティストフィー等
謝金等 (※1)	会場整理員謝金、警備謝金、報酬、その他人件費等
音楽費・文芸費	調律料、楽器・楽譜借料、著作権使用料等
舞台費・会場設営	大道具費、小道具費、衣装費、機材借料等、ワークショップ等材料費、会場設営・資材費、会場撤去費等
使用料	会場使用料、付帯設備使用料
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費、レンタカー代等
旅費 (※2)	交通費、宿泊費
印刷費等	チラシ、ポスター、パンフレット、記録作成等、郵送料等
公演等チケット代	能登半島地震等により被害を受けた地域の住民の招待分のみ

※表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

※1：出演料等・謝金等

上限：10,000 円（1 人 1 日あたり）

※アーティスト、コーディネーター、照明・音響等スタッフ及びアルバイト等の事業に関わる人にかかる対象経費は一律で 10,000 円（1 人 1 日あたり）が上限となります。

※該当事業（公演等）を実施するために必要な期間のみ対象経費として計上できます。

※2：旅費・宿泊費

対象事業	旅費（往復）			宿泊費 （1 夜につき）
	車 （1 台につき）	タクシー （1 台につき）	公共交通機関 （1 人につき）	
対象事業 A （金沢市内）	×	×	○	9,000 円（上限）
※金沢市内に住所又は活動の本拠を有する者、文化団体及び企業等は除く				
対象事業 B （七尾市以北の 6 市町）	28 円/km	28 円/km	○	9,000 円（上限）

※旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算します。

助成対象経費とならない経費

<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等） ・ 海外から国内に来るための移動交通費 ・ 飲食に係る経費、手土産代 ・ 財産になり得る物の購入や製作経費 ・ 汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費 ・ 自ら設置し又は管理する会場施設において実施する場合の会場使用料

別紙 3

Q&A

Q1. 金沢市内と七尾市以北の6市町との両方で事業を実施したい場合はどうしたらよいですか？

A1. 「対象事業 B」でご申請ください。

両方の事業にかかった費用が対象経費として認められますが、金沢市内で実施した分の対象経費については、「対象事業 A」の上限金額までしか認められません。

Q2. リサーチ（現地調査・調整等）を実施した場合に発生した費用は対象経費となりますか？

A2. リサーチのみは対象となりません。

令和8年3月31日までに実施する事業（公演等）に付随するリサーチについては対象経費となりますが、期間中に事業（公演等）が実施できなかった場合は対象経費として認められません。

Q3. 復興支援を目的としたチャリティー事業の実施は可能ですか？

A3. 復興支援を目的としたものを含め、事業収入の一部（イベント参加料等）を寄付するなど寄付行為を伴うチャリティー活動は、本事業の対象外となります。ただし、チャリティーを趣旨としないイベントで、会場に募金箱を設置する程度であれば可能とします。（その場合も、「チャリティー」や「募金」など、寄付行為と直接的に結びつく文言を事業名やチラシ等広報媒体に記載することは不可）

Q4. 領収書の提出有無について教えてください。

A4. 下記のとおりになります。

- ・領収書が不要：車賃、公演等チケット代（※所定の車両燃料費計算書又は招待名簿を提出）
- ・領収書が必要：上記以外のすべて

Q5. 公演等チケット代の請求について教えてください。

A5. 所定の招待名簿をご提出ください。

能登半島地震等により被害を受けた時点での該当6市町の住民の招待分のみが対象となり、自筆記入の招待名簿（氏名、被災時にお住まいだった市町、現住所市町）の提出が必要です。

車賃の算出方法（所定の車両燃料費計算書の提出が必要）

- ・周遊タイプ：複数の市町が目的地となる場合
車賃については、28円/kmで計算します。
- ・往復タイプ：単一の市町が目的地となる場合
車賃については、下記の表の金額になります。

	志賀町	七尾市	穴水町	輪島市	能登町	珠洲市
金沢市	4,000円	6,000円	6,000円	7,000円	7,000円	8,000円